



お知らせカレンダー

No. 1804 【 9月12日 発行 】

令和6年9月16日 ～ 令和6年9月29日

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,658 世帯

人口 5,072 人

男： 2,484 人

女： 2,588 人



(令和6年8月31日現在)

日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
16	(月)	敬老会 (立長・朝戸・古里・那間)		各自治公民館	各自治公民館
17	(火)	議会臨時会 十五夜踊り	9:00～ 16:00～	議場 琴平神社	議会事務局 奉賛会
18	(水)				
19	(木)				
20	(金)				
21	(土)				
22	(日)	秋分の日			
23	(月)	振替休日			
24	(火)				
25	(水)				
26	(木)				
27	(金)	令和6年第3回定例議会 開会・議案審議(10/8 閉会)	9:20～	議場	議会事務局
28	(土)				
29	(日)				

令和6年度 自治公民館敬老祝賀会日程

令和6年度敬老祝賀会の日程について、下記のとおりお知らせします。

【9月15日(日)】

午後2時 茶花

午後3時 西区

午後4時 東区

午後6時 叶

【9月16日(月)】

午後4時 立長・朝戸・那間

午後5時 古里

【9月22日(日)】

午後5時 城



なお一層の御長寿をお祈り申し上げます



令和6年度第2回危険物取扱者試験のご案内

一般財団法人消防試験研究センターより、危険物取扱者試験についてお知らせいたします。

■試験日

令和6年11月9日(土) 鹿屋市会場以外

令和6年11月10日(日) 鹿屋市会場

■試験地

①鹿児島市 ②南九州市 ③薩摩川内市 ④出水市 ⑤始良市 ⑥鹿屋市 ⑦西之表市 ⑧奄美市

試験案内・受験願書を役場2F総務企画課前のマガジンラックに設置しておりますので、受験をお考えの方はご自由にお取りください。

※数に限りがあります。設置部数が無くなっている場合は、受験希望者ご自身で、下記の連絡先へお問い合わせください。

【問合せ先】

一般財団法人 消防試験研究センター 鹿児島県支部 電話：099-213-4577



◀ 試験案内

Web サイト QR

記事担当 総務企画課 笠門(かさかど)

■各地域のごみステーションへ出す場合

(収集日の朝8時30分まで(※収集日当日に出してください))

出し方	曜日 分類	月	火	水	木	金	土
町指定 透明袋	燃えるごみ	街道	那間	街道	茶花	那間	街道
		茶花	与論			与論	
町指定 黄色袋	缶類(毎週)		茶花	那間	与論		
町指定 黄色袋	びん類 (月1回)			茶花 (第2)	那間 (第3)	与論 (第4)	
町指定 黄色袋	ペットボトル (月2回)		茶花 (第1・3)	那間 (第1・3)	与論 (第1・3)		
町指定 赤色袋	その他 (月1回)			茶花(第2)	那間(第3)	与論(第4)	

■与論クリーンセンター美ら島への持ち込みの場合

月曜日～金曜日 16時45分まで

日曜日 12時まで

土曜日・祝日・振替休日はお休み

※令和6年9月22日(秋分の日)、9月23日(振替休日)はお休みとなります。

よろしくお願いいたします。

与論町役場 環境課：0997-97-4712

与論クリーンセンター美ら島：0997-97-2700

9月は健康増進普及月間 食生活改善普及月間です

食事をおいしく、バランスよく

主食・主菜・副菜は、健康な食事の第一歩。多様な食品から、からだに必要な栄養素をバランスよくとる秘訣は、毎日の食事で、主食・主菜・副菜を組み合わせて食べることです。
若い世代を中心にバランスのとれた食事がとりにくくなっている状況がみられます。



● 主食・主菜・副菜とは



ごはん、パン、めん類などで、炭水化物を多く含み、エネルギーのもとになります。



魚や肉、卵、大豆製品などを使ったおかずの中心となる料理で、たんぱく質や脂質を多く含みます。



野菜などを使った料理で、ビタミンやミネラル、食物繊維などを多く含みます。

～供利港や茶花港(エガシマ)を利用される方々へ～

供利港や茶花港(エガシマ)に車やバイク等を置いて島外へ出発されるケースが見受けられます。万が一、高潮や台風の影響で海に車等が流されると、海中から引き上げられるまでの間、定期船の入港ができず、島の生活全体に大きな影響を与えかねないことがありますので、供利港や茶花港(エガシマ)に車やバイク等を駐車したまま、島外へ出発されないよう町民の皆様のご協力をお願いします。

また木製パレットについては、これまでも持ち帰りをお願いしているところですが、依然として、荷物のみ持ち帰るケースが多発しており、投棄・放置する状況が見受けられます。港湾区域内での投棄や放置は、法律で禁止されています。木製パレットも荷物の一部ですので、必ず持ち帰っていただき、与論島の玄関口である与論港をきれいに利用していただきますようご協力をお願いいたします。

大島支庁 沖永良部事務所 総務福祉課
与論町役場 建設課

家屋や倉庫等の新築・増築について

家屋や倉庫等を新築や増築された場合は、固定資産税評価額を算定するために税務課職員にて家屋の実地調査を行う必要がありますので、役場税務課までお知らせください。

連絡先 役場税務課 0997-97-3133

保健センターからのお知らせ

✿小児の定期予防接種✿

	与論徳洲会病院 (小児予防接種外来)	パナウル診療所	龍美クリニック (3歳以上)
実施日	月～金(祝日を除く)	診療日(水曜午後・土曜午後休診)	水・木(祝日を除く)
受付時間	13:00～14:00	8:30～11:30 15:00～17:30	10:30～11:00
予約方法	2週間前の金曜正午まで	2週間前の金曜正午まで	2週間前の金曜正午まで
電話番号	0997-97-2511	0997-84-3330	0997-97-5607

※ 与論徳洲会病院の林医師の接種日については、お届けしている受診票の裏面をご覧ください。
病院からのお知らせを参考にしてください。

✿高校3年生相当の方の日本脳炎ワクチン定期予防接種✿

	与論徳洲会病院 (内科)	パナウル診療所	龍美クリニック
実施日	月～水、土(祝日を除く)	診療日(水曜午後・土曜午後休診)	水・木(祝日を除く)
受付時間	(月～水) 17:00 (土) 10:00	8:30～11:30 15:00～17:30	10:30～11:00
予約方法	2週間前の金曜正午まで	2週間前の金曜正午まで	2週間前の金曜正午まで
電話番号	0997-97-2511	0997-84-3330	0997-97-5607

※ 予診票に保護者自署があれば、必ずしも保護者の同伴は必要ありません。

※ 与論町に住所があるあいだのみ対象となります。

- 対象の方には予診票をお届けしています。今年度は一斉通知していますので、年齢や間隔によって接種できる時期が一人ひとり違います。予診票の使用期間に沿って接種の計画を立ててください。
- ご不明な点は、与論町保健センターへお問い合わせください。

お問合せ先: 与論町保健センター 担当: 清水・橋口 電話 0997-97-5105

屋外照明(街灯)の改修に関する説明会の開催について

本町では、与論町の重要な観光資源の1つである美しい星空を活用した「持続可能な観光地づくり」に向け、星空保護区®認定を目指した取り組みを実施いたします。

取り組みの一つとして、町内の屋外照明(街灯)を星空が見えやすい屋外照明へと改修していくにあたり下記の日程で町民説明会を開催いたします。

お忙しいところ恐縮ですが皆様のご参加をよろしくお願いいたします。

【説明会日程】

- ① 茶花・立長 : 9/18(水) 18時30分から茶花自治公民館にて開催。
- ② 城・朝戸・西区・東区 : 9/19(木) 18時30分から朝戸公民館にて開催。
- ③ 古里・叶・那間 : 9/20(金) 18時30分から那間公民館にて開催。

(お問合せ先)
商工観光課 加藤
TEL: 0997-97-4902

災害から身を守ろう！

災害はいつ起こるかわかりません。災害による被害をできるだけ少なくするためには、一人ひとりが自ら取り組む「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」、国や地方公共団体などが取り組む「公助」が重要だと言われています。その中でも基本となるのは「自助」、自らの命は自らが守る意識を持ち、一人ひとりが自分の身の安全を守ることです。「自助」に取り組むためには、まず、災害に備え、自分の家の安全対策をしておくとともに、家の外で災害に遭遇したときの身の安全の守り方を知っておく必要があります。

「もしも」のその時、命を守るためにも一人ひとりが日頃から防災対策に取り組みましょう。

1 身の回りの安全対策

- ☐ 雨戸や網戸を固定する
- ☐ 屋外のを固定する、家の中にしまう
- ☐ 車やバイクのガソリンを満タンにする
- ☐ 側溝や排水溝を掃除する
- ☐ 携帯電話等をフル充電する
- ☐ 家具や家電を固定する
- ☐ 窓ガラスに飛散防止フィルムをはる
- ☐ 手の届くところに懐中電灯やランタン・ヘッドライトを準備する



早め早めの対策を心掛けましょう！

2 日頃からの備え

備蓄の目安は最低3日分！（理想は7日分）

災害時は、船の欠航等により物流がストップしてしまいます。家族構成を考えて、日頃から必要な備蓄をしておきましょう。

●ローリングストックとは？

- ①普段の食材を少し多めに買う
 - ②普段の食事で食べる
 - ③食べたらいきなり足して補充する
- これを繰り返し、一定の備蓄量を保つ方法です。



※農林水産省では備蓄に適した食品の選び方などを紹介しています。詳しくはこちら▶



災害の「備え」チェックリスト

非常用持ち出し袋 避難の際に持ち出すもの！

- | | |
|--|---|
| ☐ 水 | ☐ 軍手 |
| ☐ 食品（ごはん（アルファ化米など）・レトルト食品・ビスケットなど最低3日分の用意！） | ☐ 洗面用具・歯ブラシ・歯磨き粉 |
| ☐ 防災用ヘルメット・防災ずきん | ☐ タオル |
| ☐ 衣類・下着 | ☐ 防犯ブザー・ホイッスル |
| ☐ レインウェア | ☐ ペン・ノート |
| ☐ 紐なしのズック靴 | |
| ☐ 懐中電灯（手動充電式が便利） | |
| ☐ 携帯ラジオ（手動充電式が便利） | |
| ☐ 予備電池・携帯充電器 | |
| ☐ マッチ・ろうそく | |
| ☐ 救急用品（ばんそうこう・包帯・消毒液・常備薬など） | |
| ☐ 使い捨てカイロ | |
| ☐ ブランケット | |

感染症対策にも有効です！

- ☐ マスク
- ☐ 手指消毒用アルコール
- ☐ 石けん・ハンドソープ
- ☐ ウェットティッシュ
- ☐ 体温計

一緒に持ち出そう！

- ☐ 貴重品（通帳・現金・パスポート・運転免許証・マイナンバーカードなど）

子供がいる家庭の備え

- | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| ☐ ミルク | ☐ こども用紙おむつ | ☐ 抱っこひも |
| ☐ 使い捨て哺乳瓶 | ☐ お尻ふき | ☐ こどもの靴 |
| ☐ 離乳食 | ☐ 携帯用おしり洗浄機 | |
| ☐ 携帯カトラリー | ☐ ネックライト | |

高齢者がいる家庭の備え

- | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 大人用紙パンツ | ☐ 介護食 | ☐ デリケートゾーン洗浄剤 |
| ☐ 杖 | ☐ 入れ歯・洗浄剤 | ☐ 持病の薬 |
| ☐ 補聴器 | ☐ 吸水パッド | ☐ おくすり手帳のコピー |

女性の備え

- | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 生理用品 | ☐ サニタリーショーツ |
| ☐ おりものシート | ☐ 中身の見えないゴミ袋 |

備蓄品

- ☐ 食料や水（最低3日分！できれば1週間分）×家族分
- ☐ 生活用品（ティッシュ・トイレットペーパー・携帯トイレなど）

出典 首相官邸ホームページ <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000111250.pdf>



3 避難場所の選択方法

避難所の開設については、防災無線や町ホームページ等でお知らせします。

避難所へ避難する際は、食料品など各自必要ものは必ずご持参ください！

- ・飲み物 ・食料品
- ・毛布 ・衣類 ・衛生用品
- ・生理用品 ・お薬
- ・あんしんキット など

「災害の備えチェックリスト」を確認しましょう▶

①危険を見極める

- ☐ 自宅が水害や倒壊などの危険がある
- ☐ 隣家の倒壊等が自宅に影響する

はい

いいえ

いいえ

②生活できるか確認

- ☐ 日常生活のサポートが必要である

はい

いいえ

避難所・避難場所

親戚・知人宅

在宅避難

ご自宅が倒壊などのリスクがなく安全な場合は、原則在宅避難をお願いします。また、安全な場所に住んでいて身を寄せさせる親戚や知人宅がある場合は、避難所の混雑を避けるためにも、そちらへの避難もご検討ください。

日頃から家族や周りの人と相談しておきましょう。

与論町防災マップはこちら▶



停電や電柱・電線に関するお問合せは・・・九州電力送配電奄美配電事業所 0800-777-9453

※停電情報は九州電力ホームページまたはアプリから確認することができます。

九州電力停電情報無料アプリはこちら▶



児童手当の制度が改正されます

★申請が必要な方には申請書類を送付しています。

		旧制度（令和 6 年 9 月分まで） 令和 6 年 1 0 月支給分まで		新制度（令和 6 年 1 0 月分～） 令和 6 年 1 2 月支給分～	
支給対象児童		中学生まで (15 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで)		高校生年代まで (18 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで)	
支給額 (月 額)	0 歳～2 歳	※15,000 円		※15,000 円	第 3 子以降 30,000 円
	3 歳～小学生	10,000 円	第 3 子以降 15,000 円	10,000 円	
	中学生	10,000 円		10,000 円	
	高校生年代	なし		10,000 円	
所得制限		あり 所得制限額～上限額：5,000 円 所得制限以上：支給なし		なし (ただし、児童手当受給者は世帯の中で 高い方になります。)	
支給時期		年 3 回 (前月までの 4 ヶ月分を支給) 2 月,6 月,10 月の 1 0 日 (1 0 日が土・日・祝日の場合は直前の平日)		年 6 回 (前月までの 2 ヶ月分を支給) 2 月,4 月,6 月,8 月,10 月,12 月の 1 0 日 (1 0 日が土・日・祝日の場合は直前の平日)	
多子加算の カウント方法		親等の経済的負担がある 18 歳年度末までの子 (例)21 歳,17 歳,14 歳,10 歳の場合 21 歳(カウントに含まない)支給なし 17 歳(第 1 子)支給なし 14 歳(第 2 子)月額 10,000 円 10 歳(第 3 子)月額 15,000 円		親等の経済的負担がある 22 歳年度末までの子 (例)21 歳,17 歳,14 歳,10 歳の場合 21 歳(第 1 子) <u>(カウントに含む)</u> 支給なし 17 歳(第 2 子)月額 10,000 円 14 歳(第 3 子)月額 30,000 円 10 歳(第 4 子)月額 30,000 円	

※誕生月分までが月額 15,000 円となります。(例：4 月 10 日生まれの場合、4 月分までが 15,000 円)

★申請が必要な方

- ①児童が高校生年代(H18 年 4 月 2 日～H21 年 4 月 1 日生まれ)のみのため、児童手当を受給していない場合。
②所得上限超過のため、児童手当を受給していない場合。
③児童手当を受給中だが、親等の経済的負担がある大学生年代(H14 年 4 月 2 日～H18 年 4 月 1 日生まれ)の子を含めると 3 人以上の子がいる場合。

- 上記①～③のいずれかに該当するが通知が来ていない方は下記まで問い合わせをお願い致します。
●上記①～③に該当せず、高校生年代の児童がいる世帯は申請不要です。
(1 2 月支給分から自動的に増額となります。)

問い合わせ先 役場町民生活課 光
TEL：0 9 9 7 - 9 7 - 4 9 3 0

令和 6 年度与論町火葬場（昇龍苑）火葬業務等従事者の募集について

与論町では、この度、火葬業務等の体制強化を図るため、火葬業務等従事者をこれまでの 1 人体制から 2 人体制にすることとしております。
つきましては、下記により火葬業務等従事者を募集しますので、応募される方は下記に基づき期限までに必要書類を提出してください。

記

- 1 委託期間 業務委託契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで（令和 6 年度）
(令和 7 年度からは年度更新可)
- 2 勤務場所 昇龍苑（与論町大字立長 3173-1 TEL 97-4661）
- 3 業務内容 ①火葬業務 ②日常的な施設・設備の管理に関する業務
- 4 募集人員 1 名
- 5 業務委託料 3 2 万円（月額）
- 6 勤務条件等 ・勤務時間：8:30～16:00（ただし、業務が終了しない場合は、終了するまで。）
・休日：土曜日、日曜日及び国民の祝日（ただし、火葬業務により休日にできなかった場合は、その日以降の火葬業務のない日を休日とする。）
・休業日：1 月 1 日～1 月 3 日、12 月 29 日～12 月 31 日（ただし、1 月 1 日を除く休業日に火葬許可を受けた場合は、業務を行わなければならない。）
- 7 提出書類 履歴書（様式は役場ホームページからダウンロード又は町民生活課でお受け取りください。）
- 8 提出先 与論町役場 町民生活課
- 9 提出期限 期限を設けず受付及び面接を随時実施します。
- 10 選考方法 書類選考及び面接（面接日時は別途調整）

＜お問い合わせ先＞
役場 町民生活課 担当：光
TEL 0997-97-4930

子ども医療費及びひとり親医療費の決定通知書送付の廃止について

現在、子ども医療費は毎月最終木曜日、ひとり親医療費は毎月第 3 木曜日に振込みを行い、決定通知書を振込日の数日前に送付しておりますが、今後は経費削減のため、決定通知書の送付を行わないこととします。
助成された医療費については登録した振込口座にてご確認をお願いします。
※決定通知書が必要な方につきましては、役場町民生活課にお越し頂ければ発行が可能です。

【問合わせ先】 与論町役場 町民生活課 光・杉田 9 7 - 4 9 3 0



叶集落に農地を所有されている皆様へ 地域集積協力金説明会のご案内

叶集落において効率の良い農業を推進するため、農地の集積・集約の取組みを行っています。その一環として、地域集積協力金の活用を目指しています。協力金の活用には叶集落約73haの畑のうち約30ha以上の同意が必要になります。

つきましては、下記の通り事業説明会を開催しますのでご参加くださいますようお願いいたします。

【説明会】

日 時：令和6年9月18日(水) 18時～

場 所：叶公民館

対象者：叶集落に農地を所有する方

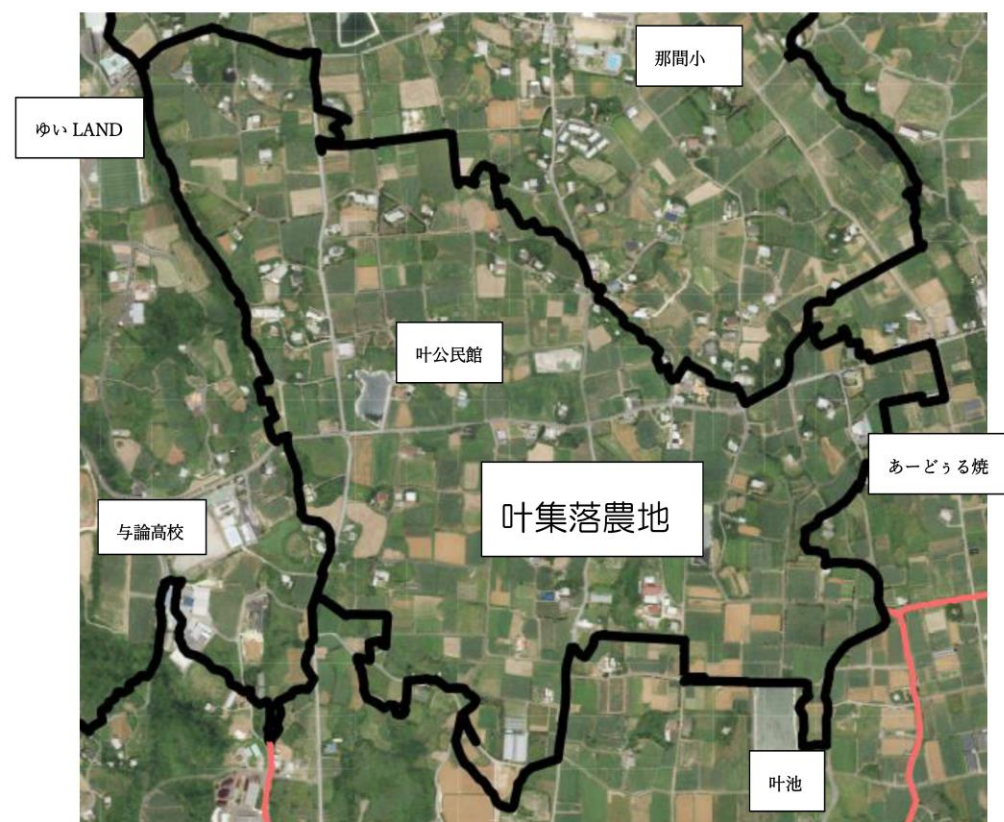
【事業内容】

地域集積協力金は、叶集落にある農地の4割以上を、農地中間管理事業を通して貸借することにより、協力金が貰える制度です。朝戸や那間においては3回ほど協力金を活用した実績があります。

●協力金の単価は10a約10,000円です。農地所有者に支払われます。

※ 農地の貸し借りは自分から第三者への貸借のほか、自分から自分への農地貸借も可能であり、協力金の対象となります。ほとんどの方が自分から自分への貸借になります。

※ 叶集落の農地の範囲は地域計画座談会で示した地図のとおりです。



お問合せ：与論町役場産業課 97-4924

担当：市来・原田

マツ伐採木・マツ製材品等の移動制限・届出について 《松くい虫被害のまん延防止にご協力ください》

鹿児島県では、松くい虫被害が発生していない地域への被害のまん延を防止するため、松の伐採木等の移動制限を行うとともに移動の届出を義務づけています。

1 移動の制限（森林病虫害等防除法第5条に基づく知事命令）

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）の次の表の左欄に掲げる区域から同表の右欄に掲げる区域内への移動又は同表の右欄に掲げる区域内における移動は、松くい虫を駆除した後でなければしてはならない。

左 欄	右 欄
鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、伊佐市、姶良市、薩摩郡、出水郡、姶良郡、曾於郡、肝属郡及び熊毛郡（屋久島町口永良部島の区域を除く。）の区域	奄美市、鹿児島郡、熊毛郡のうち屋久島町口永良部島及び大島郡の区域

2 移動の届出（奄美群島等への松の伐採木等の移動の届出に関する条例）

奄美群島等（奄美市、鹿児島郡、熊毛郡屋久島町口永良部島及び大島郡の区域）へ松の伐採木等を移動する者は、当該伐採木等が奄美群島等に到着する日の7日前（災害その他やむを得ない事由がある場合は、2日前）までに、知事に届出なければならない。

届出を変更しようとする場合は、その都度、変更に係る事項を届出なければならない。

◎ 条例に基づく届出は、「松の伐採木等移動届（別記第1号様式）」または、「松の伐採木等移動届事項変更届（別記第2号様式）」により、所管する地域振興局・支庁林務担当課へ提出してください。（県外の所在地からの移動の場合、鹿児島県森づくり推進課へ提出してください。）

◎ 届出がなされましたら、県の担当者等が、当該丸太・製品等の所在地等において、当該現物に松くい虫が付着していないか、確認を行います。

付着していることが確認された場合は、駆除をした後でなければ移動を行うことはできません。

ご不明な点等がありましたら、最寄りの各地域振興局・支庁林務担当課へお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

鹿児島県 森づくり推進課	TEL:099-286-3385	FAX:099-286-5611
鹿児島地域振興局 林務水産課	TEL:099-805-7361	FAX:099-805-7407
南薩地域振興局 林務水産課	TEL:0993-52-1335	FAX:0993-52-1331
北薩地域振興局 林務水産課	TEL:0996-25-5509	FAX:0996-25-5670
姶良・伊佐地域振興局 林務水産課	TEL:0995-63-8159	FAX:0995-63-8325
大隅地域振興局 林務水産課	TEL:0994-52-2161	FAX:0994-52-2166
熊毛支庁 林務水産課	TEL:0997-22-1133	FAX:0997-22-0474
熊毛支庁 屋久島事務所 農林普及課	TEL:0997-46-2253	FAX:0997-46-3614
大島支庁 林務水産課	TEL:0997-57-7285	FAX:0997-57-7290

令和6年秋の農作業事故ゼロ運動スローガン
『徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策』
～みんなで協力してピンチを避けよう～



秋は農作業が忙しくなる時期であり、農機具等を使用する機会が増えます。
事故を防止するには、一人一人の安全意識の向上が不可欠です。

【啓発事項】

- (1) 農業者（特に高齢農業者）へ、家族や知人の方からの「声かけ」を実施しよう。
- (2) こまめに休憩や水分補給を行うなど、熱中症に気をつけよう。
- (3) ほ場周辺の危険箇所を確認し、改善・補強又は回避行動を実施しよう。
- (4) トラクターに安全キャブ・安全フレームを装着し、運転時にはヘルメット、シートベルトの着用を徹底しよう。
- (5) 農業機械の定期的な点検・整備を行い、整備不良による事故を防ごう。

まだまだ暑い日が続きますので、熱中症対策にも心がけ、農作業時の事故を未然に防ぎましょう。

〇お問い合わせ先 産業課 TEL 0997-97-4924

対象となる保護者の皆様へ
与論町こども未来推進ニーズ調査回答への協力をお願い

現在、「与論町こども未来推進ニーズ調査」を0歳～小学生までの子どもの保護者を対象に実施させていただいております。この調査は、町民の皆様の教育や保育、子育て支援に関するサービスの現在の利用状況や今後の利用希望等を把握するための調査となります。調査票にご回答いただきました皆様には、厚く御礼申し上げます。

この度、調査期間中に回答できなかった方を対象に、調査票の回答期限を令和6年9月22日まで延長いたしました。調査の対象となられる方で、ご回答がお済みでない方は、ご協力をお願いいたします。

調査項目が非常に多く、皆様には大変ご負担をおかけいたしますが、今はもちろん未来の子どもたちの島だちを応援することを目的とした貴重な判断材料として今後取り扱われます。

ご多忙のこととは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします。

〇提出方法

- (1) 同封した返信用封筒に調査票を封入し、郵送
- (2) 同封した返信用封筒に調査票を封入し、役場入口設置の回収箱へ投函
- (3) 調査票に記載のQRコードから回答

与論町役場 総務企画課内 こども未来推進室 電話：97-3111

応急処置（救命）講習のお知らせ

もしものときに、大切な命を救えるのはあなたです！

〇 実施日時

令和6年9月17日（月）～令和6年9月19日（水） 17：30～18：30

令和6年9月24日（月）～令和6年9月26日（水） 17：30～18：30

〇 講習場所

沖永良部与論地区広域事務組合 与論分遣所 2階会議室

〇 講習内容

- 1 成人に対する心肺蘇生法（人工呼吸と心臓マッサージ）
- 2 AED（自動体外式除細動器）の使用方法

〇 受講対象者

与論町在住者で中学生以上

〇 募集定員 1日10名程度

受講料は無料。服装は訓練のできる服装

※申し込み、問い合わせは、与論分遣所 警防係まで

<連絡先>

与論分遣所 警防係

TLE：0997-97-0119



あなたも輪をつなぐ一人になりましょう！